

# 立法不作為を問う！

## 民法改正を求める院内集会アピール

選択的夫婦別姓制度や婚外子相続分差別撤廃の民法改正は、1996年2月に法制審議会から法律案要綱が答申されましたが、16年が過ぎた現在まで実現していません。法制審議会が答申して立法化されていないのはこの民法改正だけとなっています。

2010年の通常国会では、提出予定法案とされながら閣議決定には至りませんでした。野党からも議員立法案の提出がなかったため、政権交代後に法案提出が途切れるという残念な結果となりました。その後、国会での議論はほとんどありません。

法改正の見通しが立たない中、昨年2月には、夫婦同氏規定の違憲性や女性差別撤廃条約違反を問う初めての国家賠償訴訟が提起されました。また、大阪高裁は昨年8月、婚外子への相続分差別規定を憲法違反と判断し、「区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている」と、厳しく指摘しました。さらに、昨年11月には国連女性差別撤廃委員会が、再三の勧告にもかかわらず法改正を行わない日本政府に対し、取り組み状況を再度報告するよう求めました。

法改正を求める国民の声も、差別撤廃の立ち遅れを指摘する司法や国連の声も、立法府にはほとんど届かず、今年の通常国会でも提出予定法案とされていません。

民法改正が実現しないのは立法府、つまり政治の問題です。差別撤廃や少数者の権利擁護にこそ政治の力が必要です。そうでなければ、あらゆる場面で少数者や社会的に弱い立場の人たちは排除されてしまいます。

政党として繰り返し法案を提出してきたこと、選挙公約に掲げてきたことは大変重く、与野党を問わず賛成を表明してきた政党や議員のさらなる尽力に心から期待いたします。

私たちは、この集会の参加者の総意として、今国会での民法改正の実現を強く要望いたします。

2012年3月8日

集会参加者一同